

兵高教組**周査青報**

2015年2月28日 35号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

臨時教職員(常勤)の皆さん 「空白の一日」問題 4月1日は勤務日ではありません

昨年9月末、県教委は「臨時的任用職員の任期等について」という通知を出し、それまでは、3月31日か4月1日のどちらかを選べていた、いわゆる「空白の一日」を、全て4月1日に統一しました。したがって、4月1日は勤務日ではありません。通勤途中で事故に遭っても学校で怪我をしても何の保障もされないので。また、その日の代休日を設定することも出来ません。教職員課は「4月1日に臨時教職員を勤務させることがないよう校長会を通じて徹底する。やむを得ず4月1日に職員会議を行う場合も、後日校長から内容を伝えるなど適切に対応させる。」としています。県教委が4月1日を空白日に指定したことによって生じた問題です。校長を初めとした職場全体の理解と「丁寧な対応」が求められます。

なぜ4月1日なのか?

今、全国では「そもそも『空白の一日』には法的根拠はなく、たとえ空白日を置いた場合でも実態として任用は継続しているのだから、その事による不利益は解消させよう」という方向で動いています。各地で改善に向けた取り組みが進む中、兵庫県だけが「使用関係が中断することなく存続しているとは考えない」との態度に固執しています。「3月も厚生年金及び健康保険の被保険者とするためには3月31日の任用が必要」だから、4月1日を空けて4月2日から任用する、と決めて、全員から本来支給すべき4月分の住宅手当と扶養手当を取り上げたのです。

一刻も早い不利益の解消!

全国で4月1日を「空白の一日」にしている県は他にも5つあります。しかし、中には「その事によって不利益を与えるわけにはいかない」として4月分の全ての手当を満額で支給している県もあります。県民のために働く職員をどう待遇するか、そこに県政の姿勢が表れます。兵庫県が、県の未来を支える教育の現場をどう考えるのか、そこで日々生徒と向き合って頑張っている教職員を大切しようという気があるのかどうか、それが今問われています。高教組は引き続き一刻も早い改善を求めていきます。

全教共済がダンゼンお得ですよ!! その1

「消費税は上がったし生活はますます苦しいけど、これ以上家計を切りつめるのは限界…」とお考えのあなた、各種保険を見直してみませんか? かと言って、「安ければいい」というわけにもいきませんよね。「もしも」の時の安心も必要です。そこで、民間の保険から全教共済への切り替えをお勧めします。

そもそも「共済」って何?

お金を出し合ってお祝い金を送つたり万一の場合に助け合ったりする仕組みです。民間の保険と大きく違うのは、その目的が“儲け”ではなく“助け合い”だということです。ですから、給付の際に民間保険会社のような厳しい審査もありません。

どうしてそんなに安い?

そもそも利潤を追求していないからです。また、組合活動の一環として行う事業なので、営業の入会費も広告費も安く抑えられますし、税金もかかりません。

月額600円で退職時には全額返還される上に、お祝いやお見舞いの給付がある「総合共済」以外にも生命・医療や火災の共済、自動車保険まで各種そろっています。
詳しく知りたい方は高教組までご連絡ください。